

(裏)

(表)

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例抜粋

(報告徴収及び立入検査等)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第20条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、希少野生動植物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が県内希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

1 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第43条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)、(2) 略

(3) 第23条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 略

第 号

身分証明書

写 真

所 属

職・氏名

上記の者は、埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第23条第3項に規定する職員であることを証明する。

年 月 日

埼玉県知事

